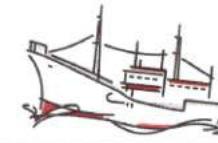




クラウド会計の奔流



一年は世の中では12ヶ月ですが、会計の世界では魔訣不思議、なんと1年は13ヶ月あります。例えば事業年度の開始月が4月とすると、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、翌年1月、2月、3月、決算月（13月目と呼びます）、どうです、13ヶ月となりました。

フリー、マネーフォワード等のクラウド型ソフト各社の皆さん達が、従来の会計ソフト業界（勘定奉行、弥生、大蔵大臣、ミロク会計、会計王、JDL、TKC等々）にAIやインターネットを武器に参入し、既存業界も「クラウド型」へシフトしないと業界からの退出をよぎなくされています。それほどフリー等クラウド型ソフト各社の勢いは業界を席巻する勢いがあります。

合資会社こちら総務部は自社の会計ソフトを勘定奉行からマネーフォワードに2015年に切り替えました。クラウド化の変化の最前線に立ち位置をおくためです。現在は年内に電帳法に対応し、紙ゼロを具体的目標と定めております。

従前は記帳の分野はほぼ税理士の独占市場でしたが、コンサルタント等の他分野から「送るだけ記帳代行」とか「スキャンするだけ記帳代行」とかネット環境に詳しい異業種の方々から熱い視線を浴びる市場となりました。既存業界と異業種からの参入者とのバトルが始まっています。今年4月に、わが社の事務所の看板は塗り替えられ、大きな看板に次のように記載されています。

会計業務サービス

- 01 証ひょうを郵送またはメールでお送り下さい。
- 02 専用スキャナーで読み取り、まとめて登録します。
(補足すると、AIが仕訳を認識し、自動仕訳します。記帳の自動化の完成です。)
- 03 AIを活用し学習しながら情報抽出、御社の業務効率化を行います。



この看板は増加する創業者やフリーランサーの皆さんを特に意識したもので、また、異業種からの会計分野参入にも対峙しています。3年前に1名、今年1名と情報系大学から新卒を採用し準備して参りました。会計市場の奔流に掉さず船頭となりたいとおもいます。

先月6月にマネーフォワードが紹介する税理士ではなく、税務申告及び会計業務を四ヶ所十郎＆こちら総務部と契約された顧客がありました。この看板の広告効果だと思います。マネーフォワードやフリーを使いこなす会計事務所が近くにあるならその方が良い（もちろん使いこなすのは私の誇るスタッフのみなさん方です。）という判断でした。

普通、一年は12ヶ月ですが、会計業務では月次業務のうちに13月と呼ぶ会計月があり、私たちの世界では一年は13ヶ月となります。この13月という月の会計は未だ税理士＆会計専門家の独壇場です。私たちが得手で、異業種からの参加者が特に苦手とするところです。また、AIによる自動読み取りもまだ完全にはほど遠いものがあります。AIといつても利用する人の会計知識以上の学習能力を得ることは出来ません。その人が簿記3級レベルであればAIも簿記3級にとどまります。月次決算の場面では、たぶん異業種の参入者の方々が現状のAIの出来には少し青ざめるところも多々あるでしょう。すると、クラウド会計に堪能なこちら総務部に依頼するほうが得策という判断に至るでしょう。なぜなら、会計分野はAI技術のみでなく、やはり会計の専門知識も大いに必要だからです。

業務の流れをDX化（クラウドも含め会計組織全体）により業務改善したい皆様、人手不足に悩む皆様
まず会計業務の改善のプロで且つAIも得手な「こちら総務部」にぜひ、ご一報をお願いします。

四ヶ所十郎

そ
う
む
ぶ
た
よ
こ
ち
ら
総
務
部
便
り

Vol.43

2023
葉月号

スポーツ界のDX化 Digital Transformation



ビジネス領域に関しては、業務フロー改善や新たなビジネスモデルの創出といった意味合いでDX化という話をよく耳にしますがスポーツ界においてはDX化なんてあるのだろうか・・・??

デジタルトランスフォーメーションを直訳すると「デジタル変革」という意味になり、ビジネス領域に限らず、より広義な意味を持っています。そこで今回はスポーツ界のDX化はどこまで進んでいるのか調べてみました。

ではまずスポーツ庁の目的をみてみると、「スポーツ界においてDXを導入することで、様々なスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「見る」「ささえる」の実効性を高めます。」

この目的からもわかるように、現在日本では国をあげてスポーツのデジタル化、デジタル技術の開発に取り組んでいます。

次にスポーツのDX化事例として

現在、スポーツ業界のどんな分野がデジタル化されているのか見てみましょう。

1. センサーテクノロジーによるデータ収集

センサーテクノロジーを利用して、選手のパフォーマンスデータを収集することが可能です。

例えば、野球では、野球ボールに対して、IoT技術を活用し、球速・回転数・球種が計測できます。IoT野球ボールには、「3軸加速度センサー」「3軸地磁気センサー」「3軸角速度センサー」が内蔵されており、球速・回転数・球種・最大加速度・回転軸などの計測が可能です。ボールを投げるとこれらのセンサーが投球データを測定する仕組みになっています。このようにスポーツ用品にセンサーテクノロジーを搭載することで、データ収集が行え、選手のパフォーマンス向上に役立っています。

2. ビッグデータ解析による戦術分析

スポーツ競技において、ビッグデータの解析を活用することで、試合中の技術分析が可能です。

例えば、ボールの動きをリアルタイムでトラッキングし、選手のポジションや動き、パスの傾向などを解析することができます。従来、サッカーやバスケは、ボールや人が目まぐるしく動くことから、データ化することが難しいと言われてきました。

しかし、選手やボールの動きをトラッキングするカメラを導入することで、各選手の走行距離やスピードなどのデータ収集が可能になっています。それらの情報を活用し、戦術分析に活かすことで勝率の高い戦術を練ることが可能になるでしょう。

3. VRによる視聴体験の向上

スポーツ競技の観戦体験を向上させるために、VR技術を利用して、遠隔地からでも臨場感のある観戦体験を提供することができます。

例えば、格闘技ではVRチケットを購入することで、リングサイドから試合を観戦できます。VRの活用により、スポーツ競技場を360度で見渡すことができます。

視聴者はあたかも会場のリングサイドで、選手のコーチのような目線で視聴可能になり、臨場感のある試合視聴体験ができるでしょう。

まとめ

テレビでスポーツ観戦をよくする方は、この事例を読むと変化にお気付きになると思われます。このようなDX化は、選手、ファン、ビジネス面からみても大きなメリットをもたらすことが考えられます。

辻 直英

企業型DCとは 確定拠出年金



企業型DC（企業型確定拠出年金）とは、企業が掛け金を毎月積み立て（拠出）し、従業員（加入者）が自ら年金資産の運用を行う制度です。従業員は掛け金をもとに、金融商品の選択や資産配分の決定など、さまざまな運用を行います。そして定年退職を迎える60歳以降に、積み立ててきた年金資産を一時金（退職金）、もしくは年金の形式で受け取ります。ただし、積み立てた年金資産は原則60歳まで引き出すことはできません。

毎月の掛け金の限度額については下記の通りです。

企業型DCのメリット、デメリット

採用している制度	全業型DCの拠出限度額
企業型DC	月額55,000円
	+ 退職一時金
	+ 中小企業退職金共済（中退共）
	+ 確定給付企業年金（DB）
	+ 厚生年金基金

メリット	デメリット
・掛け金が非課税	・資産運用のリスクを負う。
・運用益が非課税	・60歳まで引き出すことができない
・受け取る際、一時金による受取形式を選択している場合は退職所得控除年金による受取を選択している場合には、公的年金等控除が利用できます。	

ここまで簡単に企業型DCについて書いてみました。

運用する商品など、もっと詳しく知りたい方は一度調べてみてください。

富松

ふるさと納税



「ふるさと納税」のルールが2023年10月から一部変更になることをご存知でしょうか

「ふるさと納税」とは2008年5月から始まった、故郷や自治体に寄付ができる制度です。税金が控除されながら、お礼の名産品もゲットできる、といったお得さと手軽さが魅力です。

変更されるルールは2つです。

①地場産品の定義変更

1：返礼品は地場産であることが条件

今回のルール変更で、熟成肉・精米の返礼品は、原材料が同じ都道府県産であること、他の地域産の品に地元の品をセットにする場合は、地元産を全体価格の7割以上にすること

②必要経費のルールが厳しくなった

1：送料や事務費など必要経費は寄付金額の50%まで

2：その内、返礼品にかかる費用は寄付金額の30%まで

今回のルール変更で、寄附金受領証の発行・発送費用、ワンストップ特例事務の費用、仲介サイト事業者に支払う手数料もすべて経費の対象になり必要経費に含まれる項目が増えました。

寄付金額が上がる、返礼品の質やボリュームが下がる、返礼品の種類や数が減るといった見直しが入る可能性が高いです。

今年の収入の目処が立つなら、2023年9月末よりも早くふるさと納税した方がいいです。ただし、10月～12月に収入が大きく変動する可能性がある方は多く寄付して損しないように注意してください。

→ふるさと納税の次期指定に向けた見直し / 総務省公式サイトを参照

岡

リモートアクセスとは？

メリット・デメリット、導入手順も紹介



① リモートアクセスとは

1-1. 電話回線やインターネット回線を介し、ある場所から別の場所にあるPCを遠隔で操作する方法です。リモートアクセスを行えば、離れた場所から自社のPCを操作して業務を進めることができます。

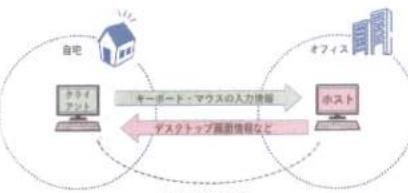
1-2. リモートアクセスできることは次の3つです。

- ・家など別の場所からでも社内と同じ環境で業務ができる
 - ・社内のPCの処理能力やソフトウェアをどんな端末からでも利用できる
 - ・画面共有が簡単にできる
- リモートアクセスなら、家や出張先など社外のどのような場所にいても、インターネット環境さえ整っていれば社内PCにアクセスして社内と同じ環境で業務をすることができます。外回りや出張のとき、テレワークをしている人などに最適の機能です。また、社内のPCの処理能力・ソフトウェアを、どんな端末からでも利用できます。

1-3. リモートアクセスの仕組み

リモートアクセスの仕組みは、以下のとおり、インターネット経由でアクセス先（ホスト）のデスクトップ画面やアクセス元（クライアント）のキーボード・マウスの入力情報を転送しあうというものです。

リモートアクセス利用時の処理は、すべてアクセス先（ホスト）の端末（PCなど）で行います。アクセス元（クライアント）側の端末は、ディスプレイとキーボード・マウスの役割だけを担うイメージです。簡単に考えればホストは社内PC、クライアントは社外PCになります。



② リモートアクセスのメリット

リモートアクセスには、次のようなメリット・デメリットがあります。

- メリット**
- ・コストを抑え手軽に導入できる
 - ・情報漏えいのリスクを抑えることができる
 - ・業務の効率化や生産性の向上につながる

- デメリット**
- ・インターネットの回線速度が遅いとパフォーマンスが低下する
 - ・ネットワーク経由のセキュリティリスクがある
 - ・ホストの電源が落ちていると使えない

③ リモートデスクトップの活用シーン

3-1. テレワーク

リモートデスクトップを活用すれば、テレワーク時の業務環境を手軽に構築することができます。社内のPCをホストに設定し、社外の端末をクライアントとしてリモートデスクトップで利用すれば、社内のシステムやソフトウェアなどを社外にいても使えるからです。自宅にいながら、社内のPCできることはすべて実現できるので、簡単に社内にいるのと同水準の業務環境が手に入ります。

3-2. PC不具合時のサポート

リモートデスクトップは、PCの不具合時の対応や操作方法がわからないときのサポートにも活用できます。他の端末から遠隔操作できるリモートデスクトップであれば、PCに詳しい人が近くにいない場合でもサポートしてもらうことができるからです。対応方法を口頭やメールなどで教えられるだけでは難解な解決方法ですが、実際にPCを遠隔操作してもらえばすぐに問題を解決できるでしょう。

④ こちら総務部でもリモートアクセスでの対応が始まる

今後インボイスと電子帳簿保存が始まると、会計ソフト、販売管理ソフトやPCの操作等のご質問が増加すると予想しています。電話での解決はなかなか難しいと思いますので、お客様の許可を頂いた上、リモートアクセスでお客様のPCを遠隔操作して対応したいと思っていますかいかがでしょうか。

弊社で利用しているリモートアクセス製品はAnydeskという無料で手軽に導入できるソフトです。弊社とのリモートアクセスをご希望のお客様は、下記のURLよりAnydeskをダウンロードやセットアップしておきますようお願い致します。
ダウンロードURL <https://anydesk.com/ja/downloads/windows>

インストールの際にご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

フウン



～ビジネス用語～

business terminology

仕事をする上で会話はつきもので顧問先様とのやり取りは書類、メールも当然ありますが、一番は会話です。その会話の中で、知らないワードが耳に入ると頭の中は「？？」です。そこで今回は、おさえておきたいビジネス用語を独断と偏見で書き記していくたいと思います。

用語	意味	例文
アジェンダ (agenda)	行動計画などの意味。「計画表」や「会議進行表」そのものを指すこともある。	『このプロジェクトのアジェンダを確認しておこう』
エクスキューズ (excuse)	言い訳をする、弁明するなどの意味。	『時間的には厳しいけど、引き受けた以上、エクスキューズはなしで頼むよ』
コミット (commitment)	達成を約束する、責任を伴う約束などの意味。他に闘争という意味もあり、どちらの意味で用いるかは文脈で判断。	『ぜひ、プロジェクトAにコミットさせてください』
コンセンサス (consensus)	利害関係者、複数人の合意などの意味。揉めないようにあらかじめ合意を取つておくこと。	『プロジェクト開始前に、しっかりとコンセンサスを取っておくべきだった』
コンバージョン (conversion)	主にIT業界で、インターネット公告や企業のwebサイトなどにアクセスした人が会員や顧客になるなど成果となること。	『いくら美しいデザインでも、コンバージョン数が上がらなければ意味がない』
タスク (task)	割り当てられた業務や作業などの意味。タスク管理といえば、やるべき業務や作業を管理すること。	『プロジェクトに取りかかる前に、まずは必要なタスクを洗い出そう』
フィードバック (feedback)	行動の評価結果をその相手に伝え返すことなどの意味。異なる意見や感想ではなく、相手がよくなるための助言や指南などが含まれる。	『先輩方からの貴重なフィードバックを次にいかします』
リテラシー (literacy)	ある分野に関して基礎的な知識を有し、応用できることなどの意味。	『これからはAIを使った会計リテラシーが身についてないと、やっていけない』

～前編～

配偶者の 収入と年収の壁



年収の壁は、一定の収入を超えると手取り収入が減少する現象を指します。日本において、年収の壁を乗り越える際によく問題に挙げられる要因の一つが、配偶者の収入です。本記事では、配偶者の収入が年収の壁に与える影響とその対策について詳しく説明します。

■ 配偶者の収入と年収の壁の影響

1. 所得税と住民税の個別課税：

日本では、配偶者の収入は個別に課税されます。夫婦それぞれが個別に収入を申告し、所得税と住民税が計算されます。従って、配偶者の収入によって直接年収の壁が影響されるわけではありませんが、一定の収入を超えると課税され、また、家族手当が支給されなくなる企業もあるようですので、これにより手取りが減少することがあります。さらに、就学支援金等においては所得制限があり、これは夫婦の所得合算により算定されてしまうという問題もあります。

2. 社会保険料の変動：

配偶者の収入によって、社会保険料の変動が起こることもあります。日本では、所得に応じて社会保険料が課されるため、一定の年収を超えると保険料が増加することがあります。これにより、手取り収入が減少し、年収の壁を乗り越えることが難しくなることがあります。

3. ワークライフバランスの影響：

一部の家庭では、片方の配偶者が高収入を持つため、もう一方の配偶者がキャリアを控える場合があります。ワークライフバランスを重視して、キャリアや収入の増加を避けることで、年収の壁に直面することがあります。

■ 配偶者の収入と年収の壁への対策

1. 節税対策の検討：

所得合算課税制度による税金の増加を避けるために、節税対策を検討することが重要です。税制や控除について詳しく理解し、適切な方法を活用することで、手取り収入を最大化できる可能性があります。

2. パートナーシップの構築：

配偶者とのパートナーシップを構築することで、家計全体の所得や支出を共有し、より効果的に収入を管理できるようになります。双方の目標を共有し、お互いのキャリアと収入を成長させることができるようにしましょう。

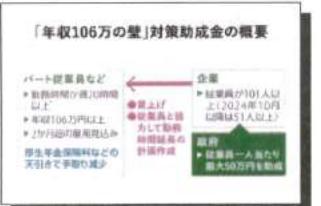
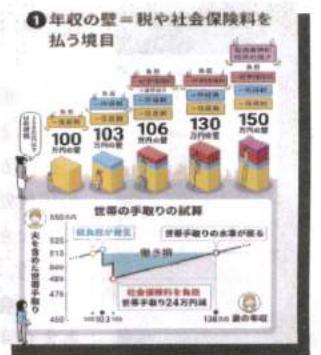
3. 自己成長とスキルアップ：

自己成長とスキルアップを促進することで、配偶者の収入を増加させることができます。双方が成長することで、年収の壁を乗り越え、より安定した経済的な未来を築くことができるでしょう。

年収の壁に配偶者の収入が影響を与える場合もありますが、適切な対策を講じることで乗り越えることが可能です。節税対策やパートナーシップの構築、自己成長とスキルアップの重要性を理解し、より豊かな家計を実現しましょう。

また、政府も年収の上昇による働き控えを防ぐため、賃上げなどに取り組む企業に対し、**従業員1人あたり最大約50万円**の助成金制度を創設する方針です。これにつきましては、方針が固まり次第、またお知らせしたいと思います。

四ヶ所 直樹



～＊＊＊ 相続登記 忘れていませんか＊＊＊～

この前から、相続登記をされてなかったところが2件あり、1件目は私の友達で、お父さんが亡くなり、相続人はお母さんと私の友達と弟と妹の4人、「**自宅の土地、建物をお母さんに相続登記しよう**」としたら、**土地がおじいちゃんのままだった**。とのことで、「おじさん、おばさん（お父さんの兄弟姉妹）から印鑑をもらうのに、おじさんの一人が、もう亡くなっているので、とても大変だった」と言っていました。

2件目は、現在駐車場で貸している土地を売却しようと思うけど、税金はどのくらいかかるだろうか？とのお尋ねがありました。ただ、詳しく話を聞いてみると、**その土地は、お父さんの名義のままで、お父さんは3年前に亡くなっています**。先に相続登記をしてないと売買契約はできません。「相続税もかからなかつたのでそのままにしてた」と言ってありました。ここは、相続人でもめることもなく登記できました。

相続財産が、基礎控除額以下であれば、相続税の申告はしないし、登録免許税や専門家に依頼すればその報酬などの登記費用もかかるということが、相続登記をしていない理由でしょう。少子高齢化になり、だれも住まなくなった家を売却しようとしたときに、おじいちゃんのそのまた前のおじいちゃんの名義のままだったということも無きにしも非ずです。そうなると相続人を確定して相続登記を行うことは、かなり大変です。

現在は、相続登記に義務はありません。

しかし、令和6年4月1日より義務化が施行されます。

施行後は、相続したことを知ったときから3年内に相続登記をしないと10万円以下の過料が科せられることになります。

また、過去の相続にも遡及して適用されます。（遡及とは、過去にさかのぼり法律の効力が発生することです。）

過去の場合には、施行日（令和6年4月1日）又は相続したことを知ったときのいずれか遡り日から3年内に登記しないと10万円以下の過料が科せられることになります。

相続登記ができない「正当な理由」がある場合は、過料がかけられることはありませんが、どのような場合がこの「正当な理由」に該当するかは、法務局の登記官が事情を確認して判断することになります。

何の障害もなく相続登記ができるのであれば、忘れずに登記してください。

* * * ~北原~ * * *



*相続に関してのご相談は、相続税の専門家、四ヶ所十郎まで・・・

こちちら総務部便りデジタル版を配信ご希望の方は
コチラの登録フォームからどうぞ！>>>>>